

サンメディカルリポ - ト

22年8月

【訪問診療の算定】

最近、訪問診療の質問が増えてきましたが、算定の間違いや算定もれが多いので下記を参考にして下さい。

			歯科訪問診療料	初・再診	急性対応	歯在管	歯管	訪衛指
在宅 ・ 施設	1 人	20分以上	830点	×			×	
		20分未満	×			×		×
施設	複数	20分以上	380点	×			×	
		20分未満	×			×		×

1. 診療時間が20分以上の場合（在宅、施設）初診料・再診料は算定しない。

1人のみ 830点

複数 380点

2. 診療時間が20分未満の場合（在宅、施設）訪問診療料は算定しない。

初診料・再診料を算定する。

3. 在宅患者等急性歯科疾患対応加算（急性対応）……毎回算定できる。

初診月1回目 232点（初診日でなくてもよい）

2回目以降 90点

〔条件〕

- ・訪問診療時に切削器具を常時携帯している事
- ・摘要欄に器具名を記載する

4. 歯科疾患在宅療養管理料（歯在管）月1回

在宅療養支援歯科診療所の届出をしている場合 140点

在宅療養支援歯科診療所の届出をしていない場合 130点

〔条件〕

- ・歯在管を算定した場合は歯管（110点）の算定はできない。

（「MT」のみでは算定不可）

- ・「MT」のみの患者にも算定できる。

5. 訪問歯科衛生指導料（訪衛指）

複雑なもの 360点（1対1で20分以上）

簡単なもの 120点（1対1で20分未満または同時に複数の場合）

（1回10人未満で40分を超える場合）

〔条件〕

- ・摘要欄に指導日付及び指導時間を記載する。

（Dr診療時間と重ならない。）